㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：⑵①イ㈠ホ）Ｃ㈠に定める料金の額又は別表６のうちＡ、Ｃ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）若しくはＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：別表６のうちＣ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：30

ｔ　：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表６のうちＣに掲げる高速道路においてのみ、上記式については、Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’を次式に読み替えるものとする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

１．⑶⑧ロを次のとおり改める。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、⑵②ネ㈠に定める料金の額を減じるものとする。

軽自動車等

	境古河	五霞	幸手	久喜白岡ジャンクション	白岡菖蒲	桶川加納	桶川北本	川島	坂戸	鶴ヶ島ジャンクション	圏央鶴ヶ島	狭山日高	入間	青梅
境古河														
五霞	—													
幸手	—	—												
久喜白岡ジャンクション	—	—	—											
白岡菖蒲	—	—	—	—										
桶川加納	—	—	—	—	—									
桶川北本	—	—	—	—	—	—								
川島	—	—	—	—	—	—	—							
坂戸	30	—	—	—	—	—	—	—						
鶴ヶ島ジャンクション	160	160	160	160	50	—	—	—	—					
圏央鶴ヶ島	160	160	160	160	40	—	—	—	—	—				
狭山日高	160	160	160	160	50	—	—	—	—	—	—			
入間	160	160	160	160	60	—	—	—	—	—	—	—		
青梅	160	160	160	160	70	—	—	—	—	—	—	—	—	